

# 「110年ぶりの性犯罪に関する刑法の一部改正で、

## 何が変わったのか?・・・」

刑法の性犯罪規定を改正し、厳罰化等するための刑法の一部改正案が、平成29年6月16日、国会で成立し、同年7月13日に施行されました。性犯罪を巡る大幅な法改正は、明治時代の制定以来、**110年ぶり**となります。具体的にはどのような点が改正されたのでしょうか。現代にマッチしているのでしょうか?被害者支援活動に携わり、数多くの犯罪被害者を支えておられる『堀本久美子弁護士』を囲んで一緒に考えませんか?

**日時：11月7日(火) 午後2時～午後4時**

**場所：アスカ横浜法律事務所 横浜郵船ビル2階**

みなとみらい線「馬車道駅」【6番】より徒歩2分 JR根岸線・市営地下鉄「関内駅」より徒歩8分

**定員：先着20名 参加費：500円**

堀本久美子弁護士は2015年からは弁護士として被害者支援活動に携わり、数多くの犯罪被害者を支えています。

### 【申込方法】ホームページにて受け付けます。

「11月7日公開講座参加」として、①名前、②日中連絡がつく電話番号、③参加希望人数、④所属(個人参加歓迎)を明記してください。定員に達した場合はメールにてお知らせいたします。

アスカ横浜法律事務所へのお問い合わせは、  
ご遠慮下さい。

### 【お問い合わせ】



### 特定非営利活動法人CAPかながわ

〒232-0017

横浜市南区宿町2-40 大和ビル210

TEL: 045-730-3325 (月・水・金 14時～16時)

FAX: 045-730-3326 (24時間受付)

<http://cap-kanagawa.org/>

